

意見書

平成19年3月22日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびー かぶしがいしゃ
氏 名 BBテクノロジー株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうしつこうやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

「電気通信事業分野における市場画定2006 ～競争評価の対象となるインターネット接続領域、法人向けネットワークサービス領域等の市場の範囲について～(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

はじめに、「電気通信事業分野における市場画定～競争評価の対象となるインターネット接続領域、法人向けネットワークサービス領域等の市場の範囲について～」(以下、「市場画定案」という。)に関しまして、今回このような意見提出の機会を設けて頂いたことに、厚く御礼申し上げます。

以下に弊社共意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願いいたします。

| 頁 | 段落 | 意見 |
|----|----------|---|
| 8頁 | 1-1-3(1) | <p>【総務省案】</p> <p>(1) 2005年度のマイグレーション分析の結果を踏まえる。</p> <p>(略)分析の結果によると、FTTHの純増数が急増する中で、特にADSLからFTTHへの移行が本格化し、消費者がFTTHをブロードバンドサービスの主たる選択肢として意識するようになっていることが明らかであるため、今回の市場画定でもその結果を踏まえることとする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「インターネット接続」については、ナローバンドからブロードバンド、またADSLからFTTHへのマイグレーションが進展しており、大きな市場環境変化が継続しているものと考えます。 ・ 特に、ADSLからFTTHへのマイグレーションについては現在も引き続き急速な進展途上にあるものと考えられ、固定電話から0AB-JIP電話へのマイグレーション動向及びFTTH市場の設備競争とサービス競争の関係等と合わせて、各サービス市場における公平な競争が機能しているかといった観点や、隣接市場における市場支配力が働いていないか等の観点から、引き続き、当該マイグレーション進展の要因について十分に分析を行う必要があると考えます。 ・ このADSLからFTTHへの急速なマイグレーションの進展について、固定電話市場における0AB-JIP電話の競争状況とインターネット接続市場におけるFTTHの競争状況を正確に分析する |

| | | |
|-----|----------|---|
| | | <p>ためには、個別のサービス市場における競争状況を詳細に見ることが必要であり、ADSL と FTTH を個別のサービス市場として画定すべきであると考えます。</p> |
| 12頁 | 1-2-2(1) | <p>【総務省案】</p> <p>(1) 需要の代替性</p> <p>DU、ISDN、ADSL、CATV及びFTTHの各サービスについて、下記の5つの判断要素をもとに需要の代替性に関する検討を行う。分析に当たっては、WEB調査の結果を基に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 各サービスに求める機能（内容省略） ② 各サービスの選択理由（内容省略） ③ サービス間の比較検討（内容省略） ④ 変更希望先サービス（内容省略） ⑤ 価格弾力性の推計値（内容省略） <p>(略)</p> <p>したがって、ブロードバンドの各サービスの中でも、ADSLには一定の独立性が認められ、CATV・FTTHは他との代替性が高いこととなる。図表 I-10には、2003年度からの推計値の推移も示したが、2006年度の推計結果は、3サービスともに大きく弾力的な方向へシフトしており、ブロードバンドの各サービス間の代替性が近年急速に高まっていく傾向にあると言える。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回総務省が実施したブロードバンド市場における需要の代替性の評価の結果をもって直ちにブロードバンド市場の各サービス間において一定の代替性があると判断することは、以下の理由から適当ではないと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 各サービスの選択理由 |

| | | |
|--|--|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> - 市場画定案では、ブロードバンド WEB 調査の結果、一定の同一性が認められるとされていますが、7つの選択肢(しかも、そのうち一つは CATV に特化した「CATV を視聴したかったから」)から3つを選択が可能というアンケート方法では、特定の選択肢へ回答が集中することは避けられず、当該アンケート結果から直ちに需要の代替性が存在すると結論付けることは適当でないと考えられること 2) サービス間の比較検討 <ul style="list-style-type: none"> - 一例として、アンケートの回答者が CATV の同軸ケーブルが引かれていない地域の住民であった場合に CATV 加入について検討することは想定できない等、物理的な環境要因により実態的に回答の選択肢が狭まる可能性もあり、アンケート結果の精度について議論の余地があると考えられること - 揺籃期である FTTH と成熟期の ADSL 等、市場状況が異なる各サービスを同列に比較する場合には、単なるサービス間の比較検討の有無ではなく、利用者が各サービスに対して持つ意識の差異等についても分析する必要があると考えられること ・ また、以下の理由から、ブロードバンドサービス間の需要の代替性は低いと考えられるため、インターネット接続サービス市場の各サービス(ADSL、FTTH、CATV)は個別市場として画定し、個別に競争状況の検証を実施すべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 変更希望先サービス <ul style="list-style-type: none"> - 市場画定案における図表 I - 9 は、FTTH に移行した利用者は他のサービスへの変更を行わないことを示唆しており、FTTH へのマイグレーションは不可逆性を持つと言えるため、他のサービスとの代替性は認められないものと考えられること 2) 価格弾力性の推計値 <ul style="list-style-type: none"> - 現状、揺籃期である FTTH サービスに対しては、事業者は多くの営業費、販売促進費等を投入していると想定されることから、FTTH サービスにおいては通常の価格以外にも多 |
|--|--|---|

| | | |
|-----|----------|---|
| | | <p>くの消費者選好に影響する要素があり、これらを価格弾力性における分析の中で考慮する等の対応が必要であると考えられること</p> <ul style="list-style-type: none"> - ADSL は価格弾力性の推定値が 0.763 と 1 未満であり、非弾力的という結果となっていることから、ADSL には一定のサービス独立性が存在し、代替性は低いと考えられること <p>・ なお、サービス市場の画定に用いている SSNIP テストの手法については、以下の点について更なる精緻化に向けた検証が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 電気通信という特殊な市場において、価格のみに注目する経済学的アプローチでよいか - サービスの多様化、バンドル化による市場構造の複雑化へ対応できるのか |
| 17頁 | 1-2-2(2) | <p>【総務省案】</p> <p>(2)供給の代替性</p> <p>(略)したがって、DU、ISDN及びADSLについては互いに供給の代替性が高いが、CATV及びFTTHについては供給の代替性が低いと一般的には判断される。ただし、CATVやFTTHのサービスを提供している事業者の中には、不可欠設備であるNTT東西の加入者回線部分に関する接続制度（第一種指定電気通信設備制度）を活用して、自ら加入者回線網を構築することなく、DU、ISDN又はADSLのサービスも併せて提供している事業者も少なくないため、このような制度の下では、DU、ISDN及びADSLとCATV・FTTHとの間での供給の代替性は必ずしも低いとは言えない。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場画定案にもあるとおり、ADSL、FTTH、CATV は、それぞれ異なる供給構造となっており、供給の代替性は低いものと考えます。 ・ また、市場画定案において、ADSLとFTTHとの間の供給の代替性は、ともに第一種指定電気通信設備を利用しているため供給の代替性が低いとは言えないとされていますが、この評価は適当で |

| | | |
|-----|-----------------|--|
| | | <p>ないと考えます。例えば、FTTH については、OSU 共用が実現されていない等指定電気通信設備の開放が不十分であり、第一種指定電気通信設備の中でも供給の代替性は低い状況にあると考えます。</p> |
| 18頁 | 1-2-2(3) 論点2 | <p>【総務省案】</p> <p>論点2: ADSL、CATV、FTTHは、ブロードバンド市場として一つの市場となりうるか</p> <p>需要の代替性については、各サービスの間で、利用者が求める基本的機能や選択理由、比較検討先、変更希望先、価格弾力性の観点から、FTTHを中心に代替性が急速に高まりつつあることが認められ、マイグレーションの動向から今後もこの傾向が強まることが予想される。ただし、各サービスに固有の特徴的な機能や選択理由が存在し、価格弾力性でもADSLの独立性が残ること等を踏まえると、3つのサービスを直ちに一体的に取り扱うことには疑問も残る。一方、供給の代替性については、ADSLがメタル回線、CATVが同軸ケーブル、FTTHが光ファイバ回線と供給構造が大きく異なるため、設備競争的な観点からは代替性が低い。しかし、NTT東西の加入者回線部分に関する接続制度を前提とすれば、サービス競争的な観点からは必ずしも代替性が低いとは言えない。以上を勘案し、FTTHを中心とした需要の代替性の高まりとマイグレーションの動向を踏まえ、ADSL、CATV及びFTTHをまとめてブロードバンド市場として画定する。ただし、マイグレーションが過渡期にあることや各サービスの需要における一定の独立性、供給構造の差異等も考慮し、ADSL、CATV及びFTTHを別々の部分市場と位置づけ、個別に分析することとする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 揺籃期である FTTH と成熟期にある ADSL とをブロードバンド市場として一体的に市場画定した場合、ブロードバンド市場全体では不正確な評価結果となり得るものと考えます。このため、特に FTTH のように揺籃期にあるサービス市場については、市場の競争状況を見誤らないために、個別の市場として画定する必要があると考えます。理由は以下のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> 1) ADSL から FTTH へのマイグレーションが引き続き進展していることから、前述のとおり FTTH |

| | | |
|-----|-------|---|
| | | <p>市場の競争状況を個別に評価する必要があり、各市場における検証及び両市場の関係を検証することが必要であること</p> <p>2) NTT 東西のシェアが高い FTTH サービス市場と独占分野である固定電話からのマイグレーションとなる 0AB-J IP 電話サービス市場とにおいて、設備のボトルネック性等に起因する市場支配力が濫用されていないか、個別市場毎に詳細な分析を行う必要があること</p> <p>3) 現状の FTTH における設備開放は OSU 共用が実現されていない等不十分なものとなっており、NTT と競争事業者との間の公正競争環境が十分に整備されているとは言えないため、FTTH は個別に市場を画定し、競争阻害の要因について詳細な分析を行う必要があること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、市場画定案においては、「ADSL、CATV 及び FTTH を別々の部分市場と位置づけ、個別に分析する」としてはいますが、競争評価における部分市場の位置づけは明確になっておらず、必要十分な評価が実施されるか定かではありません。このため、既に述べた様々な理由から ADSL、CATV 及び FTTH の各市場は個々の市場として画定し、より詳細な評価を実施することが必要であると考えます。 ・ なお、部分市場については、全体の市場と部分市場との関係及び部分市場同士の関係等の観点を含め、競争評価における位置付けをより明確にする必要があると考えます。 |
| 20頁 | 1-2-3 | <p>【総務省案】</p> <p>FTTHにおける戸建て住宅向け・集合住宅向けの各サービスについて、引き続き別々の部分市場として画定することとする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FTTH における戸建住宅向けと集合住宅向けの各サービスについて、別々の部分市場として画定するという方向性には基本的に賛同しますが、前述のとおり、競争評価における部分市場の位置付けが不明確なため、その位置付けについてより明確化を図る必要があると考えます。 |

| | | |
|-----|--------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、戸建住宅向けと集合住宅向けとでシェア等競争状況に差が生じた場合には、当該事象が生じた理由について十分に分析し評価すべきと考えます。 |
| 24頁 | 1-3(2) | <p>【総務省案】</p> <p>(2)地理的市場の画定</p> <p>以上を踏まえ、インターネット接続領域の地理的市場については、原則としてデータが入手可能な都道府県を分析対象の最小単位とし、上記①～③の観点を検討した上で次のとおり画定する。</p> <p>(略)</p> <p>② ブロードバンド市場(部分市場として、ADSL市場、CATV市場、FTTH市場)</p> <p>②-1 ADSL市場</p> <p>既存電話網の加入者回線をほぼ独占的に所有しADSLを全国的に提供するNTT東西と、NTT東西の加入者回線と接続してADSLを提供するBBテクノロジー等の競争事業者の競争状況が主たる関心事となるため、NTT東西の業務区域を考慮し、東日本と西日本の2地域を地理的市場として画定する。</p> <p>②-2 CATV市場</p> <p>(略) CATV事業者の吸収合併が進み、複数の地域のCATV放送施設を所有・運営する統括運営会社(MSO)が登場しつつある状況やブロードバンド内でFTTH等との代替性が高まりつつある状況等を考慮し、今回は全国を地理的市場として画定する。</p> <p>②-3 FTTH市場(戸建て住宅向け市場・集合住宅向け市場を含む)</p> <p>(略) 電力系事業者の業務区域を考慮し、全国10の地域ブロックを地理的市場として画定する。</p> <p>②-4 ブロードバンド市場</p> <p>(略) ADSL、CATV、FTTHの各地理的市場における最小単位である地域ブロックをブロードバンド</p> |

| | | |
|-----|--|---|
| | | <p>市場の地理的市場として画定することとする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地理的市場の画定を行う際には、以下の理由から、できるだけ細分化をせず、広範囲に市場を画定すべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - 過度に市場を細分化して競争評価を行うことで、複数の地域に跨って事業を営む電気通信事業者又はグループにおける顧客基盤及び経営基盤の共有・レバレッジ等、市場全体に影響を与えている要因分析が十分に行われないリスクが増大すること - 地理的に細分化しない広義の市場画定を用いることで、分析が重複することを回避することができ、規制の失敗のリスクも低減されること |
| その他 | | <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者間取引市場が小売市場の競争に与える影響は非常に大きいことから、競争評価において適切な評価を実施するために、事業者間取引市場の競争状況について詳細な分析を行うべきであると考えます。 ・ なお、その際には、多面的な分析を行うためにも、定量的な指標のみならず、定性的な指標についても、様々な要素(事業者間取引に係る各種手続について、NTT の利用部門と接続事業者における同等性等が確保されているか等)を取り上げて分析することが重要であると考えます。 |